

↳ 通帳等へ付込んだ場合の印紙税

Q : 受取通帳や注文請負通帳に一定金額以上の付込みをした場合、新たに課税文書の作成があったとみなされ、印紙税が課されるようですが、詳細を教えてください。

A : 以下のとおりです。

【解説】

①不動産の譲渡等に関する契約書、請負に関する契約書、売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書等に基づく事項を付け込んで証明する目的をもって作成する通帳（貸付金通帳、注文請負通帳、受取通帳など）や②判取帳（以下①及び②を「通帳等」という。）は、1冊1年以内の付込みにつき、それぞれ①については400円、②については4,000円の印紙税を納付することとなっています。

しかし、この通帳等に次のような一定金額を超える付込みがされた場合には、その付込みがされた事項については、その通帳等への付込みはなく、それぞれ新たな課税文書の作成があったものとみなされます。

①不動産の譲渡等に関する契約書

… 10万円を超える金額

②請負に関する契約書

…100万円を超える金額

③売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書

…100万円を超える金額

なお、上記の一定金額の判定については、その付込みされた金額に消費税等の金額が含まれている場合は税込価額で、消費税等の金額が区分記載されている場合には税抜価格で判定することとされています。

